

令和 8 年度

# 長浜市のキラリと輝く 産業支援制度



産業観光部 / 商工振興課



**1) 会社をつくりたい、店をかまえたい！**

- 1-1 長浜市創業支援資金融資制度 → p.1
- 1-2 長浜バイオインキュベーションセンター入居者補助金 → p.2

**2) 新しい商品をつくりたい、新しい売り先を見つけたい！**

- 2-1 ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金 → p.2

**3) 工場を拡張したい、生産能力を上げたい！**

- 3-1 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援 → p.3
- 3-2 長浜市企業立地助成制度 → p.4 , 5
- 3-3 長浜市本社機能移転促進助成金 → p.6
- 3-4 中小企業の設備投資等の固定資産税の特例 → p.6

**4) 福利厚生を充実させたい、雇用を維持したい！**

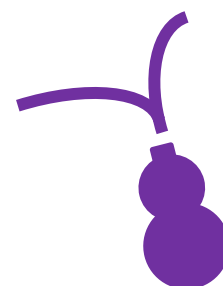
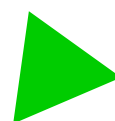
- 4-1 長浜市中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金 → p.7

**5) 伝統的な街並みの保存・活用や、にぎわいのあるまちづくりをしたい！**

- 5-1 長浜市まちなか出店支援事業補助金 → p.7

**6) 融資を受けたい！**

- 1-1 長浜市創業支援資金融資制度〈再掲〉 → p.1



\*詳細は、長浜市のホームページをご覧ください。

\*この他にも、追加情報があった場合は、長浜市のホームページにて随時お知らせいたします。

## 1-1 長浜市創業支援資金融資制度

長浜市内において起業し、市内で事業を開始される方に対して、長浜市・金融機関・信用保証協会が、低保証料率かつ低金利で金融面からサポートします。

<b>融資対象者</b>	<p>以下の要件のいずれかを満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から1か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内）に市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する方</li> <li>② 事業を営んでいなかった個人であって、市内において新たに事業を開始した日以後3年を経過していない方</li> <li>③ 事業を営んでいない個人であって、貸付実行日から2か月以内（市の特定創業支援の証明を受けた者は6か月以内）に市内において新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する方</li> <li>④ 事業を営んでいなかった個人により市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後3年を経過していない方</li> <li>⑤ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、市内において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する方</li> <li>⑥ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以後3年を経過していない方</li> <li>⑦ ②に規定する創業者であって、市内において新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後3年を経過していない方</li> </ol>
<b>融資内容</b>	<p>○信用保証料率    <b>優遇保証料率 年0.0% ※</b>  <b>標準保証料率 年0.5%</b>          ※優遇保証料適用は既存残高も含めて1,000万円以下</p> <p>○融資限度額        <b>2,000万円</b></p> <p>○融資利率         <b>優遇金利 年1.00%（固定）※</b>  <b>標準金利 年1.20%（固定）</b>          ※優遇金利適用は既存残高も含めて1,000万円以下</p> <p>○融資期間         設備資金、運転資金 7年以内（据置1年以内）</p> <p>○担保・保証人     不要・原則として、法人代表者のみ</p> <p>○返済方法         元金均等割賦償還</p>
<b>申請先</b>	市内の滋賀銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、関西みらい銀行、京都銀行のいずれかの金融機関へお申し込みください（所定の様式あり）
<b>注意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算額に達し次第、受付を終了します。（受付は先着順）</li> <li>・市場の金融情勢の変化等により融資利率が変更となる可能性があります。</li> </ul>

創業や起業、企業の事業拡大や新事業創出などをサポート！

### 長浜ビジネスサポートセンター

長浜ビジネスサポートセンターでは、創業や起業を支援するため、創業塾の開催や専門家によるハンズオン支援を行っています。また、企業の新事業創出、事業拡大、第二創業や販路開拓など、事業活動の段階に応じた支援を行っています。



滋賀県信用保証協会による融資相談会や、土業による各種相談の実施のほか、コワーキングスペース「NBFR（ナビフル）」もご利用いただけます。

○長浜市高田町12番34号 さざなみタウン内（電話：0749-53-2770 ホームページはこちら↑）

## 1-2 長浜市バイオインキュベーションセンター入居者補助金

長浜バイオインキュベーションセンターに入居する方に対して入居料等の一部を助成します。

<b>補助対象者</b>	<p>バイオ関連分野の創業及び事業化をするため研究開発を行う方で、以下のいずれかに該当する方</p> <p>① 研究開発型企業向け研究施設への入居を許可された方</p> <p>② シェアオフィスを利用している方</p> <p>上記に該当する方のうち、以下のすべてに該当する方</p> <p>① 中小企業者または創業者であること</p> <p>② 研究施設の入居料またはシェアオフィスの利用料金を支払っている方</p> <p>③ 市税及び国民健康保険料を完納している方（長浜市の完納証明書の提出が必要です）</p> <p>④ 本補助金を受けたことがない方（前年度から引き続き補助対象者となる場合を除く）</p> <p>⑤ 地域の産業の振興及び雇用の確保に貢献する事業を行う者であること</p>
<b>補助金額</b>	<p>研究施設：月額 500 円/㎡ （ただし入居開始後 12 か月を経過するまでは月額 1,000 円/㎡）</p> <p>シェアオフィス：月額 500 円/㎡</p>
<b>補助期間</b>	<p>研究施設：退所月まで（最大 入所月から 24 か月目まで）</p> <p>シェアオフィス：退所月まで（最大 入所月から 12 か月まで）</p>

## 2-1 ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金

長浜市内に事業所を有する中小企業者等が実施する経営基盤の強化及び事業の成長・拡大に資する取組に対し、経費の一部を補助します。

<b>補助対象者</b>	市内に事業の拠点を有する中小企業者等
<b>補助対象事業</b>	<p>(1) デジタル化に関する事業 生産性向上やデジタル技術を活用した取組</p> <p>(2) 販路拡大に関する事業 今後のビジネス展開を見据えた販路拡大に向けた取組</p> <p>(3) オープンイノベーション推進に関する事業 前年度の「長浜市オープンイノベーション推進事業」において検討した共創事業の事業化を図る取組</p>
<b>補助金額</b>	<p>【3 事業共通】 補助率：2 分の 1 / 補助限度額：200 万円</p> <p>(1) デジタル化に関する事業</p> <p>(2) 販路拡大に関する事業</p> <p>(3) オープンイノベーション推進に関する事業</p>
<b>スケジュール</b>	<p>○ 補助事業の期間が 12 か月を超える補助スキーム</p> <p>令和 8 年 7 月中旬 募集開始</p> <p>令和 8 年 8 月下旬～9 月中旬 審査会の開催 (書類審査及び応募者によるプレゼンテーション)</p> <p>令和 8 年 10 月上旬 事業採択結果通知 → 令和 10 年 1 月事業完了・事業実績報告</p>

### 3-1 地域未来投資促進法に基づく設備投資等に対する支援

地域の特性を活かした新しい事業の展開等に取り組む事業者に対する支援です。

<p><b>補助条件</b></p>	<p>以下のすべてに該当する事業</p> <p>① 地域の特性を活用した事業であること          : 成長ものづくり分野、医療・ヘルスケア分野、環境・エネルギー分野、デジタル関連分野、観光・スポーツ分野、物流分野</p> <p>② 高い付加価値を創出する事業であること          : 計画期間を通じた付加価値額の増加分が6,000万円を上回ること</p> <p>③ 地域の事業者に相当の経済的効果の波及が見込まれる事業であること          : 次の(1)~(4)のいずれかの効果が見込まれること          (1) 県内の事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること          (2) 県内の事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること          (3) 県内の事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること          (4) 県内の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること</p>
<p><b>補助対象</b></p>	<p>上記を満たす地域経済牽引事業計画を作成し、滋賀県知事の承認を得た事業者</p>
<p><b>補助金額</b></p>	<p>○税制による支援措置（適用期限：令和10年3月31日まで）          機械・装置等 特別償却35% 税控除額4%          （上乗せ要件を満たす場合 特別償却50% 税額控除6%）          建物・付属設備・構築物 特別償却20% 税控除額2%          ※「上乗せ要件」については、別途お問合せください。</p> <p>○承認事業計画で定めた家屋・構築物・土地に係る固定資産税の税率軽減          1年目：0.7/100 2年目 1.05/100 3年目：1.225/100（通常：1.4/100）</p>
<p><b>その他の 支援措置</b></p>	<p>○金融による支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫からの固定金利での融資</li> <li>・信用保証協会による債務保証 など</li> </ul> <p>○規制の特例措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮</li> <li>・事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案制度 など</li> </ul>
<p><b>備考</b></p>	<p>商工振興課または滋賀県産業立地課（077-528-3792）へご相談ください。</p>

## 3-2 長浜市企業立地助成制度

### ①工場等の設置に対する奨励金

市内に工場等を新增設された事業者に対して、賦課された固定資産税の全部または一部を助成します。

<b>助成対象者</b>	<p>以下のすべてを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自ら製造業等を行う法人・個人</li> <li>②新たに市内に工場等を新設・増設する事業者</li> <li>③増加する常用雇用者 5人以上</li> <li>④土地・家屋・償却資産のいずれかを所有すること</li> <li>⑤長浜市と環境保全協定を締結すること</li> <li>⑥投下固定資産の取得の合計の見込み額が次のとおりであること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、博物館、職業訓練施設：1億円以上</li> <li>・情報通信、自然科学研究所：5千万円以上</li> </ul> </li> </ul>
<b>助成率</b>	<p>○試験研究施設以外の対象固定資産税（上限1億円） 製造業、情報通信業：1年目100%、2年目75%、3年目50%</p> <p>○試験研究施設の対象固定資産税（上限1億円） 1～4年目100%</p>

### ②公的インキュベーションセンターからの移転促進に関する奨励金

公的インキュベーションセンター施設から移転して、市内に工場等を賃借する事業者に対して、事業所の賃借料の一部を助成します。

<b>助成対象者</b>	<p>次のどちらかに該当する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長浜バイオインキュベーションセンター入居者で市内に実証施設を設置する者</li> <li>○他の公的インキュベーション施設の入居事業者であること</li> </ul>
<b>助成金額</b>	<p>○助成額 月額 700円/m<sup>2</sup></p> <p>○限度額 30万円/年</p>
<b>助成期間</b>	3年間

### ③雇用の増加に対する奨励金

上記①②のどちらかの助成金を受ける事業者に対して、新規常用雇用者数に応じた額を助成します。

<b>助成対象者</b>	<p>○上記①②どちらかの助成金を受ける事業者</p> <p>○①は立地後3年間、②は移転後4年間常用雇用者が市内に居住し、新たに増加した人数が5人以上であること。</p>
<b>助成金額</b>	<p>○助成額 10万円/人</p> <p>○限度人数 100人</p>

#### ④工場等の新增設のための土地造成に対する奨励金

工場等を新增設する事業者に対して、土地の造成に係る費用の一部を助成します。

<b>対象の工事</b>	次のいずれかに該当する行為 ①都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する工事 ②文化財保護法第93条第1項の規定に基づく届出による発掘等 ③事業者の負担によって新たに設置され、その後長浜市又はその他公共的団体の管理に属する上水道本管の整備を行う工事
<b>対象者要件</b>	次のすべてを満たすこと ①自ら製造業等を行う法人・個人 ②新たに市内に工場等を新設・増設する事業者
<b>受給の要件</b>	次のすべてを満たすこと ①造成工事完了後から5年以内に事業を開始するもの ②工場等の新增設のために造成する用地の面積が、4,000㎡以上であること ③新增設される工場等で、新たに増加する常用雇用者が5人以上であること ④事業開始日までに本市との間に、環境保全協定を締結していること
<b>助成内容</b>	○補助率 2分の1    ○限度額 5,000万円

#### ⑤6次産業化施設等立地助成金

小谷城スマートインターチェンジ周辺の「地域産業誘導地区」に6次産業化施設等を新增設し、事業を開始する事業者に対して、設備投資等にかかる経費の一部を助成します。

<b>補助対象</b>	以下のすべてに該当する指定事業者で、(ア)～(ウ)の各助成金の要件を満たす者 ※(ア)～(ウ)の助成金は併用することができます。 ○対象地区：小谷城スマートインターチェンジ周辺の「地域産業誘導地区」又は市長が認める隣接地 ○常用雇用者：増加する常用雇用者 5人以上 ○過去に6次産業化施設等立地助成金の交付を受けていないこと ○企業立地助成金のうち①～④の助成金の申請を行わないこと (ア)固定資産税額の助成 ○投下固定資産の取得価額の合計額 5千万円以上 (イ)雇用促進の助成 ○増加する常用雇用者のうち長浜市内に住所を有する者 5人以上 (ウ)用地、家屋及び償却資産取得の助成 ○新增設のために取得する用地面積 1,000㎡以上(試験研究施設 200㎡) ○設備投資額 中小企業者：1億円以上(試験研究施設：3千万円) それ以外：3億円以上(試験研究施設：1億円) ○造成済みの用地を取得してから3年以内に事業を開始(未造成：5年以内) (エ)用地造成の助成 ○造成完了(事前確認通知書の通知日)から5年以内に事業を開始 ○造成する用地面積 1,000㎡以上(試験研修施設 200㎡)
<b>対象経費</b>	(ア)賦課された固定資産税額に相当する額(4年間) 限度額：1億円 (イ)長浜市内に住所を有する増加雇用者1人につき10万円 限度額：1千万円 (ウ)事業用地、家屋及び償却資産の取得に要した経費の2分の1 限度額：4千万円 (エ)用地造成に要した費用の2分の1 限度額：5千万円
<b>助成額</b>	

### 3-3 長浜市本社機能移転促進助成金

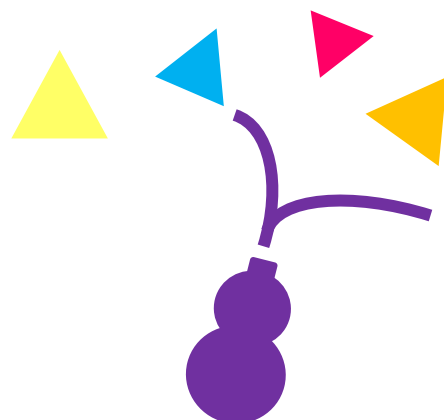
本社機能を有する事務所、工場又は事業所を市内に移転しようとする者に対して、上記の企業立地促進助成に加え、以下の項目について助成します。

助成対象者	対象地域	首都圏、中部圏、近畿圏の特定区域から長浜市に本社機能を有する事務所、工場または事業所を移転するもの			
	投下固定資産額	大企業：5億円以上 中小企業：5千万円以上			
	雇用条件	操業開始時に新たに増加する長浜市に住民登録のある常用雇用者数：5人以上			
	協定要件	本市と環境保全協定を締結すること			
	対象期間	令和8年12月31日までに本社事務所等を新增設し、操業を開始すること			
助成内容	助成項目		助成額	限度額	期間
	雇用者用住居立地助成金		対象固定資産税（家屋）100%	年額600万円	3年間
	雇用者用住居賃借料助成金		入居雇用者1名につき月額5,000円	年額600万円	3年間
	本社事業者等賃貸料助成金		床面積1㎡につき月額500円	年額600万円	5年間
	本社事業所等雇用促進助成金		増加雇用者1名につき20万円	2,000万円	1回限り
	引越助成金	長浜市に住民登録をした雇用者1名につき5万円	500万円	1回限り	
	融雪装置設置費助成金		施工に要した額の50%	2,000万円	1回限り

### 3-4 中小企業の設備投資の固定資産税の特例

中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、年3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた新規設備投資に伴う固定資産税の特例措置を実施します。

補助対象者	中小企業基本法上の中小企業者。ただし、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）で、年率3%以上の労働生産性向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた新規設備投資（償却資産）が対象となります。
税制支援	対象の新規取得設備の固定資産税が、賃上げ率に応じて軽減されます。 ①賃上げ率1.5%の場合 3年間 1/2に軽減 ②賃上げ率3.0%の場合 5年間 1/4に軽減
備考	設備等導入計画を作成の上、必要書類を整えてお申し込みください。 申請にあたっては、認定支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）の確認書が必要です。（終了時期：令和9年3月31日）



## 4-1 長浜市中小企業者奨学金返済支援制度応援補助金

企業が新たに採用する 34 歳以下の従業員に対して奨学金の返済支援を行う場合に、経費の一部を市が助成します。

<b>補助対象者</b>	<p>市内に本社等を有する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者）</p> <p>※ 対象外となる事業者</p> <p>①みなし大企業</p> <p>②国または地方公共団体が出資している、又は経営に関与している事業者</p> <p>③申請日から過去3年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしている事業者 など</p>
<b>支援対象従業員</b>	<p>次の 1～3 をすべて満たす者</p> <p>1 奨学金返済支援制度を創設してから実施する、令和 7 年 4 月 1 日以降の採用活動により、新たに雇用した 34 歳以下の正規雇用者</p> <p>2 市内事業所に勤務している者</p> <p>3 奨学金を返還している者</p>
<b>補助金額</b>	<p>奨学金の返済支援のために、支援対象従業員に直接給付した額の 2 分の 1 以内の補助金の限度額：30 万円 支援対象従業員 1 人当たりの限度額は 10 万円※</p> <p>（※ 申請年度の末日に 25 歳以下の支援対象従業員は限度額 15 万円）</p>
<b>備考</b>	<p>受付開始：令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>受付終了：令和 9 年 1 月 31 日</p> <p>※予算に達し次第、受付を終了します。（受付は先着順とします。）</p>

## 5-1 長浜市まちなか出店支援事業補助金

空き家・空き店舗・空き地等の遊休不動産を活用し新規出店する事業者に対して、出店にかかる費用（店舗の外観・内装改修含む）を補助します。

<b>補助対象者</b>	<p>遊休不動産を活用し、新規出店しようとする事業者</p> <p>※遊休不動産が町家で、物件所有者または仲介事業者が改修費を負担する場合は、出店者に加えて物件所有者または仲介事業者も補助対象者となることができます。</p>
<b>補助対象区域</b>	<p>特定景観形成重点区域等（長浜駅周辺中心市街地、北国街道木之本宿・地蔵坂周辺地域）</p>
<b>補助金額</b>	<p>○審査会の採点に応じて最大 150 万円を定額補助</p> <p>○町家の場合、最大 150 万円（補助率 1/2）の加算あり</p>
<b>備考</b>	<p>「長浜市住民まちづくり事業審査会」の審査を受け、採択されることが必要です。</p> <p>【採択スケジュール（予定）】</p> <p>4月～5月 事業募集 → 6月 審査会 → 7月 事業採択、事業決定、事業開始</p>

# 長浜市のキラリと輝く 産業支援制度 令和8年度版

## お問合せ先

長浜市	〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 ●産業観光部 商工振興課 TEL 0749-65-8766
支援機関	〒526-0037 長浜市高田町 12 番 34 号 ●長浜商工会議所 TEL 0749-62-2500 ●長浜ビジネスサポート協議会 TEL 0749-53-2770 〈長浜ビジネスサポートセンター〉 〒529-0341 長浜市湖北町速水 2745 番地 ●長浜市商工会 TEL 0749-78-2121 〒529-0829 長浜市田村町 1281 番地 8 ●長浜バイオインキュベーションセンター TEL 0749-65-8808

